YCV
地域いきいき、暮らしわくわく

www.catv-yokohama.ne.jp/

横浜ケーブルビジョン株式会社

お申込み・資料請求・お問い合わせ

0120 FreeDial 0120-595-775

◎営業時間／9時～17時◎月～日（土日祝も営業中）

一部のIP電話からは TEL 045-366-0011 におかけください。

〒240-0005 横浜市保土ケ谷区神戸町134番地 横浜ビジネスパークウエストタワー10階

たいせつにします プライバシー
25000038(02)

記載内容は2014年4月現在のものです。

YCV

YCVサービス契約約款

television

internet

telephone

横浜ケーブルビジョン株式会社
www.catv-yokohama.ne.jp/

2014年4月現在

INDEX

ケーブルテレビサービス加入契約約款 ……1

ケーブルテレビサービス料金表 ……4

地デジパック提供に関する特約……5

地デジ用チューナーレンタルサービスに関する特約……5

再放送サービスに関する特約 ……6

地デジコース提供に関する特約 ……7

CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款 ……8

インターネット接続サービス加入契約約款 ……9

インターネット接続サービス料金表 …… 13

ケーブルプラス電話利用規約 …… 14

各種料金表…… 15

クレジットカード支払いに関する特約…… 17

ケーブルテレビサービス加入契約約款

第１章　総　　則

第1条（約款の適用）

横浜ケーブルビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）は、このケーブルテレビサービス加入契約約款（ケーブルテレビサービス料金表を含みます。以下「約款」といいます。）により、当社が設置する有線電気通信設備によるサービス（附帯するサービスを含みます。）を提供します。

2. 当社が提供する有線電気通信設備によるサービス以外のサービスについては、別に定める契約約款および規約等を適用するものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条（用語の定義）

この約款において使用する用語は、放送法（以下「法」といいます。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用語の意味
(1) 有線テレビジョン放送サービス	当社が、当社の有線電気通信設備により提供する有料放送サービスを総称していいます。(以下「放送サービス」といいます。)
(2) 有線テレビジョン放送サービス加入契約	当社の放送サービスの提供を受けることを目的として締結される加入契約（以下「加入契約」といいます。）
(3) 集合住宅契約	共同住宅、集合住宅（2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの）に当社施設の設置（導入）を行うための基本となる契約
(4) 加入者	当社と加入契約を締結した者
(5) 加入申込者	当社に加入契約の申込みをする者
(6) セットトップボックス	放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器（ICカードを除きます。以下「STB」といいます。）
(7) ケーブルモデム	STBと当社施設との間で、課金情報の送受信を行う電気通信機器（以下「CM」といいます。）
(8) 機器等	当社が加入者に貸与する機器およびその他付属品をいいます。
(9) 当社施設	当社の放送センターから受信機までの施設のうち、放送センターから保安器までの施設
(10) 引込工事	当社が当社施設のタップオフ（加入者の最寄りのもの）から保安器までの引込を行う工事
(11) 加入者施設	当社が設置した保安器の出力端子から受信機（当社の機器等を除く）までの施設
(12) 宅内工事	加入者施設の設置工事
(13) 保安器	加入者宅内への落雷及び直流の侵入を防止するため、YCVと加入者との施設の分界点に設置されるもの
(14) タップオフ	本施設の線路に送られた電磁波を分岐する機器であって、受信者端子にもっとも近接するもの
(15) ICカード	STBに常時装着されることにより、STBを制御し、加入者の視聴履歴を記録するためのICを組み込んだカード
(16) B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード
(17) C-CASカード	ケーブルテレビサービスのワイワイDX、ワイワイLite、プレミアコース、ライトコース、BSデジタルコース用ICカード

第２章　契　　約

第4条（加入契約の単位）

加入契約は、建物の所有者又は建物の管理等の状況に応じて当社が契約を締結するのが適当と認めた個人又は法人と当社との間で、加入者引込線1回線毎に行います。ただし、加入者引込線1回線により、複数世帯又は複数事業者が加入する場合には、契約の単位を世帯毎又は事業所毎とします。

第5条（加入契約の成立）

加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承認し当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申込みとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。
(1) 当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
(2) 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど、本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
(3) 加入申込者が当社に通知した所要事項に虚偽および不備（書面等での名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます。）がある場合
(4) 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合
(5) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
(6) ケーブルテレビサービス料金表に定める利用料及び各種料金表に定める費用（以下「料金等」といいます。）のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
(7) 加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合
(8) その他、当社の業務に著しい支障がある場合
(9) 約款および別に定める規定等に、特段の定めがある場合

3. 当社は、本人性および年齢の確認のため身分証の掲示を求める場合があります。

第6条（加入申込みの撤回等）

加入申込者は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

2. 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
3. 第1項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った加入契約料の還付を請求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
4. 前項の規定にかかわらず加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。
5. 第1項の規定にかかわらず加入契約の申込み後、引込工事、宅内工事等が未着工または未完了の状態で申込み撤回を行う場合は、いかなる費用の負担も求めません。

第7条（最低利用期間）

当社は、第10条（当社が提供する放送サービス）第1項第1号に定める基本番組サービスおよび第3号に定めるその他の特殊サービスには、6ヶ月間の最低利用期間があります。

2. 加入者は、サービス提供を開始した日の属する月を1と起算して6ヶ月の加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、加入契約に対応するケーブルテレビサービス料金表に定める基本番組サービスの利用料に相当する額に残余の期間を乗じて得た額と各種料金表に定める解約撤去工事費を、当社が定める期日までに支払うものとします。
3. 当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。
(1) 当社または別に定める特定事業者の放送サービス提供区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社または別に定める特定事業者の放送サービスの加入申込を行う場合
(2) 第9条（停止および解除）第3項および第4項の規定により、当社が加入契約を解除する場合
4. 加入者は第11条（放送サービスの変更）に定める放送サービスの変更を行った場合、変更前と変更後のサービスの加入契約期間を合算し、第1項の最低利用期間に満たさない内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、加入契約に対応するケーブルテレビサービス料金表に定める基本番組サービスの利用料に相当する額に残余の期間を乗じて得た額と各種料金表に定める解約撤去工事費を、当社が定める期日までに支払うものとします。
5. 加入者が、第3項第1号の別に定める特定事業者の放送サービスの加入者だった場合で、当該事業者との契約期間があったことの申し出があり、かつ当社が確認できた場合には、契約期間を合算し、前項に準じて取扱います。
6. 加入者が、解約もしくは加入契約の解除の後に、再度の加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第8条（解約）

加入者は加入契約を解約しようとする場合、文書により当社にその旨申し出るものとします。

2. 加入者は解約の場合、第13条（料金の適用）第2項および第3項に定める全ての利用料（解約月の月額利用料も含まれます。）を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。
3. 解約の場合、加入契約料の払い戻しはいたしません。
4. 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、機器等を撤去します。また、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
5. 加入者は本条に定める解約、および第9条（停止および解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。
なお、当社に返却がない場合は、当社は、各種料金表に定める損害金を請求します。
6. 加入者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う各種料金表に定める解約撤去工事費を支払うものとします。

第9条（停止および解除）
当社は、加入者において料金等の支払を遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合、またはこの約款に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合は、加入者に催告した上でサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第8条（解約）の規定に準じて取扱います。
2.前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。
3.当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。
4.共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

第３章　サービス

第10条（当社が提供する放送サービス）
当社は、サービスを提供している区域において、加入者に次のサービスを提供します。
(1) 基本番組サービス…… 放送事業者のテレビジョン放送（地上放送及び多重放送を含む）、ラジオ放送（FM及びデジタル放送を含む）及びデジタルデータ放送の各同時再送信サービス並び当社の自主制作番組サービスのうち、ケーブルテレビサービス料金表に定める基本番組サービスの利用料の支払いにより視聴可能となるサービス。
(2) 有料番組サービス…… ケーブルテレビサービス料金表に定める有料番組サービスの利用料の支払いにより視聴可能となるサービス。
(3) その他の特殊サービス …… 当社が別途定めるサービス。

第11条（放送サービスの変更）
加入者は、第10条（当社が提供する放送サービス）第1項第1号に定める基本番組サービスの変更を申込むことができます。
(1) 加入者は、基本番組サービスの変更を申込む場合、文書により当社にその旨申し出るものとします。
2. 基本番組サービスの変更の場合には、第5条（加入契約の成立）の規定に準じて取扱います。
3. 変更の申込を当社が承諾した場合、加入者は、各種料金表に定めるコース変更手数料を支払うものとします。
4. 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、加入者は、各種料金表に定めるオプション工事費を支払うものとします。
5. 当社は、加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。
6. 基本番組サービスの変更を行った場合には、変更後の利用料に従っていただきます。ただし、月の開始日を除く、月の途中での変更の場合は、原則翌月分から変更後の利用料とします。

第12条（一時停止および再開）
加入者は、第10条（当社が提供する放送サービス）の提供を一時休止し又はその再開を希望する場合、当社にその旨を文書で申し出るものとします。この場合、一時休止期間中の利用料は、第13条（料金の適用）の規定にかかわらず無料とします。
2. 前項の一時休止期間は、1歴月を単位として、最長6ヶ月とします。
3.当社は一時休止期間中、引込線および保安器を取り外すことができるものとします。
4.加入者は、各種料金表に定める「一時休止及び再開に要する費用」を支払うものとします。

第４章　料　金　等

第13条（料金の適用）
加入者は、料金等を支払うものとします。
2. 利用料については、次のとおり支払うものとします。
(1) 基本番組サービスの利用料は提供を受け始めた日の属する月の翌月から毎月支払うものとします。ただし、第11条（放送サービスの変更）の場合を除きます。
(2) 有料番組サービスの利用料は提供を受け始めた日の属する月から支払うものとします。
3. 当社が第10条（当社が提供する放送サービス）に定めるサービスのうち、(1)基本番組サービスについては全サービスが同時に、又は(2)有料番組サービス及び(3)その他の特殊サービスについては各サービス毎に、月のうち継続して10日以上提供できなかった場合は、各サービスの当該月分の利用料は前項の規定にかかわらず無料とします。
4. 当社は料金等を季節的及び限定的契約で値引きをすることがあります。
5. 当社は、社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の拡充又は番組供給条件の変化等の事情に伴い加入者の承諾を得ることなく、料金等を改定することができます。その場合、1ヶ月前までに当社が定める方法により通知します。

第14条（加入契約料等）
加入者は、当社が各種料金表に定める費用を当社に支払うものとします。
2. 加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取扱います。
3. 加入者は、第11条（放送サービスの変更）を行った場合には、加入契約料の支払いを要しません。

第15条（債権譲渡）
加入者は、当社が有する加入者の料金等その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第16条（延滞処理）
加入者は、料金等その他の債務について、当月の支払期日にお支払がない場合で、翌月分ととをあわせてお支払いただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます）には、延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。
2. 前項の延滞処理にもかかわらず、加入者は、料金等その他の債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。
3. 当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。

第５章　施　設　等

第17条（施設の設置および費用の負担等）
当社は、放送センターから受信機までの施設のうち、放送センターから保安器までの施設の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、加入者は加入者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事に要する費用を負担するものとします。
2. 加入者は保安器の出力端子からテレビ受信機（当社の機器等を除く）までの施設の設置工事に要する費用を負担し、これを所有するものとします。
3. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者については別途協議するものとします。
4. 当社がこの約款に従って放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

第18条（設置場所の変更）
加入者は、次の場合に限り引込線および機器等の設置場所を変更できるものとします。
(1) 変更先が同一敷地内の場合
(2) 変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
2. 加入者は、前項の規定により引込線および機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。
3. 加入者は、第17条（施設の設置および費用の負担等）の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担するものとします。

第19条（施設の設置場所の無償使用等）
加入者は、当社または当社の指定する業者が当社施設の設置、検査、修理等を行うため、加入者の所有または占用する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。
2. 加入者は、施設の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、加入者は責任をもって解決するものとします。

第20条（機器等の貸与）
当社は、加入者にサービスごとにケーブルテレビサービス料金表に定める機器等を貸与します。
2. 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
3. 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第8条（解約）で規定する未返却時の損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
4. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
5. 当社がこの約款に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。
6. 加入者は、設備、技術的仕様等の制約から貸出機器の通信機能を利用できない場合があることを同意するものとします。
7. 加入者は、貸出機器の技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信を行う場合は利用者の責任において行うものとします。

第21条（維持管理責任の範囲）
当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスの全部または一部が停止することがあることを承認するものとします。
2. 加入者の維持管理責任の範囲は、加入者施設とします。

第22条（施設の故障等に伴う費用負担）
当社は、加入者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が加入者施設による場合は、加入者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。
2. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設（当社機器等を含みます。）に故障または損傷が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

第６章　損害賠償

第23条（放送内容の変更）
当社は、放送内容を変更することがあります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第24条（免責事項）
当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。
(1) 天災地変その他当社の責に帰さない事由等によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合
(2) 当社の責に帰さない事由または受信障害により、放送内容の全部または一部に画面症状（画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。）が発生した場合
(3) 当社の責に帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合
(4) 落雷など当社の責に帰さない事由等により、当社施設に接続された加入者施設およびテレビ受信機等が損傷した場合
(5) 録画機能付きSTBの利用について、録画機能および録画物の再生機能に不具合が生じた場合 また、設置場所の変更、故障、サービスの解約などにより、機器の交換や撤去を行った際の、録画物の消失
2. 当社は、サービスの利用による加入者と第三者との間に生じた加入者または第三者の損害、およびサービスを利用できなかったことによる加入者と第三者との間に生じた加入者または第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第７章　ＩＣカード

第25条（B-CASカードの取扱い）
STBに挿入されるB-CASカードに関する取扱いについては、加入者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第26条（C-CASカードの貸与）
当社は、ケーブルテレビサービス料金表に定める基本番組サービスの加入者に、C-CASカードをSTB1台に1枚を貸与します。
2. C-CASカードの所有権は、当社に帰属するものとし、加入者は、第8条（解約）および第9条（停止および解除）の規定により解約または当社が行う契約の解除を行うまで、STBに常時装着された状態で使用し、善良なる管理者の注意義務をもってC-CASカードを管理しなければなりません。
3. 加入者の責めによらないC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合および、当社の判断による場合は、当社はC-CASカードを交換することがあります。
4. 加入者は、C-CASカードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等をすることはできません。
5. 加入者は、次の各号を行うことはできません。
(1) C-CASカードの複製・翻案、および改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること
(2) C-CASカードを日本国外に輸出または持ち出すこと

第27条（C-CASカードの紛失）
加入者は、C-CASカードを紛失しまたは盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届出なければなりません。
2. 当社は、届出を受理した場合においては、速やかに当該C-CASカードを無効とします。

第28条（C-CASカードの再発行）
当社は、C-CAS カードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行うものとします。この場合、加入者は、別に定めるC-CASカード再発行手数料を支払わなければなりません。

第29条（C-CASカードの返却）
加入者は、第8条（解約）および第9条（停止および解除）の規定により解約または当社が契約の解除を行う場合は、当社に対しC－CASカードを直ちに返却しなければなりません。

第８章　雑　　則

第30条（禁止事項）
加入者は、当社が提供するサービスを、第三者にテープ・配線等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。
2. 加入者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができません。
3. 前項に違反した場合、加入者は違反した台数につき加入契約に基づくサービスの提供の始期に遡り、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとします。
4. 当社の放送サービスの視聴を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器等以外の、不正な機器等を使用すること、本来のサービス利用の目的以外で、当社の機器等を使用することはできません。
5. 加入者が契約に基づいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第31条（加入者の地位の承継）
相続または法人の合併により加入者の地位の承継があったときは、相続人または合併後相続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの1人を代表者として扱います。
4. 第1項および第2項の届出をし加入者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

第32条（加入者の氏名等の変更）
加入者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

第33条（申込時所要事項の変更）
加入者は、申込み時に通知した所要事項について変更がある場合には、当社の指定する方法によって当社に申し出るものとします。

第34条（加入者に係る情報の取扱い）
当社は、当社が公開する「個人情報保護方針」に基づき、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報、視聴情報を、当社もしくは特定事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。
また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入者に係る情報を当社の業務を委託している者、及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。

第35条（国内法への準拠）
この約款は日本国国内法に準拠するものとし、本約款に基づく加入契約により生じる一切の紛争の解決等については横浜地方裁判所（本庁）又は横浜簡易裁判所（本庁）を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第36条（言語）
この約款の適用および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第37条（定めなき事項）
この約款に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は本約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

付　則
(1) YCVは特に必要がある場合、この約款に特約を付することができるものとします。
(2) 一括加入、ホテル、旅館、業務用等については別に定めます。
(3) この約款は、2014年4月1日より改定実施します。

ケーブルテレビサービス料金表

（2014年4月現在）

1. 利用料金　加入契約1単位毎に計算します。

税抜価格		利用料（月額）				
		ワイワイDX	ワイワイLite	プレミアコース（※2）	ライトコース（※2）	BSデジタルコース
基本番組サービス（※1）	1台目	4,980円（税抜）	4,180円（税抜）	4,500円（税抜）	3,800円（税抜）	2,300円（税抜）
	2台目以降1台あたり	1,980円（税抜）	1,500円（税抜）	3,000円（税抜）	2,300円（税抜）	500円（税抜）
ワイワイブルーレイ貸出料		2,500円（税抜）	2,500円（税抜）			
ブルーレイHit Pot貸出料		1,600円（税抜）				
Hit Pot貸出料（※2）		1,200円（税抜）				
番組ガイド誌「YCVプレス」（1冊あたり）		200円（税抜）				

有料番組サービス（※3）	スターチャンネル	1,950円（税抜）		2,000円（税抜）		
	衛星劇場HD	2,000円（税抜）				
	テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエティ・アニメ		600円（税抜）		600円（税抜）	
	J SPORTS 4 HD	1,300円（税抜）				
	フジテレビNEXT	1,000円（税抜）				
	フジテレビONE／TWO／NEXTセット		1,350円（税抜）	1,500円（税抜）		
	グリーンチャンネルHD グリーンチャンネル2HDｾｯﾄ	1,200円（税抜）				
	東映チャンネルHD	1,500円（税抜）				
	東映チャンネル			1,500円（税抜）		
	KNTV HD	2,500円（税抜）				
	Mnet HD	1,800円（税抜）				
	Mnet			1,500円（税抜）		
	AT-X HD!	1,800円（税抜）				
	FIGHTING TV サムライ	1,800円（税抜）				
	V☆パラダイス			700円（税抜）		
	TBSチャンネル1		600円（税抜）		600円（税抜）	
	クラシカ・ジャパン	2,000円（税抜）				
	パチンコ★パチスロTV!	1,000円（税抜）				
	レジャーチャンネル	900円（税抜）				
	SPEEDチャンネル	900円（税抜）				
	DATV	2,200円（税抜）				
	プレイボーイチャンネル	2,300円（税抜）		2,500円（税抜）		
	チャンネル・ルビー	2,300円（税抜）		2,500円（税抜）		
	プレイボーイチャンネル チャンネル・ルビーセット	2,500円（税抜）		3,000円（税抜）		
	レインボーチャンネル			2,300円（税抜）		
	ミッドナイト・ブルー	2,300円（税抜）				

YCV TV WOWOWセット（※4）	1台目	6,980円（税抜）	6,180円（税抜）	WOWOWからの振替となります。	
	2台目	2,880円（税抜）	2,400円（税抜）		
YCV TV TAKARAZUKA SKY STAGEセット	1台目	7,280円（税抜）	6,480円（税抜）	7,000円（税抜）	6,300円（税抜）
	2台目以降1台あたり	4,280円（税抜）	3,800円（税抜）	5,500円（税抜）	4,800円（税抜）

はご契約いただけないチャンネルです

※1　基本番組サービスの料金には、STB貸出料が含まれております。
　　ワイワイブルーレイまたはブルーレイHit Pot、Hit Potを選択の場合、それぞれの利用区分と貸出台数に応じて、基本番組サービスに上記表の貸出料を別途加算します。
　　基本番組サービスの料金には、NHK受信料は含まれておりません。別途NHKとの受信契約が必要です。
　　基本番組サービスをご利用の場合、NHK衛星カラー契約の対象世帯となります。
　　基本番組サービス内におけるサービスを併用された場合、契約の優先順位は、ワイワイDX→ワイワイLite→プレミアコース→ライトコース→BSデジタルコースの順とし、優先順位の高いものを1台目として取り扱います。
※2　Hit Potは、2009年10月31日をもちまして、新規ならびに追加契約の販売を終了しました。
　　プレミアコースは、2012年3月31日をもちまして、新規ならびに追加契約の販売を終了しました。
　　ライトコースは、2013年8月31日をもちまして、新規ならびに追加契約の販売を終了しました。
※3　有料番組サービスは、基本番組サービス1台毎に利用料が必要となります。
　　ご利用のサービス内容により有料番組サービスをご利用いただけないチャンネルがあります。
※4　YCV TV　WOWOWセットを3台以上ご希望の場合、利用料は次のとおりとします。（ブルーレイHit PotまたはHit Potを選択の場合、上記表の貸出料を別途加算します。）
　　ワイワイDXの場合　3台目4,280円（税抜）　4台目2,880円（税抜）　5台目および6台目以降は同繰り返しとなります。
　　ワイワイLiteの場合　3台目3,800円（税抜）　4台目2,400円（税抜）　5台目および6台目以降は同繰り返しとなります。
※　プレミアコースおよびライトコース、BSデジタルコースにてWOWOWを申し込む場合は、WOWOWが定める料金となります。
　　WOWOWのご利用料は、（株）WOWOWからの振替となります。
　　衛星劇場およびフジテレビONE/TWOセットは、2010年3月31日をもちまして、新規ならびに追加契約の販売を終了しました。
　　衛星劇場は1台につき1,800円（税抜）となります。フジテレビONE/TWOセットは1台につき1,000円（税抜）となります。
　　フジテレビONE/TWO/NEXT/セットは、基本番組サービスにより提供するチャンネルが異なります。
※　表示価格は税抜です。別途消費税分を請求します。

地デジパック提供に関する特約

第1条（総則）
横浜ケーブルビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）は、ケーブルテレビサービス加入契約約款（以下「約款」といいます。）の第10条第1項第3号に定めるその他の特殊サービスの一つとして、約款に付してこの特約を定めます。

第2条（提供するパック、サービス）
コース名称及び利用料金は下表のとおりとします。

コース名称	利用料金（月額）	コース名称	利用料金（月額）
地デジパック（PHONE）	1,830円（税抜）	地デジパック（NET 1M PHONE）	4,560円（税抜）
地デジパック（NET　1M）	3,980円（税抜）	地デジパック（NET 12M PHONE）	5,980円（税抜）
地デジパック（NET　12M）	4,980円（税抜）	地デジパック（NET 40M PHONE）	7,500円（税抜）
地デジパック（NET　40M）	6,500円（税抜）	地デジパック（NET 160M PHONE）	8,000円（税抜）
地デジパック（NET 160M）	7,000円（税抜）	※表示金額は全て税込です。	

NETはインターネット接続サービス加入契約約款に準じます。
PHONEはケーブルプラス電話利用規約に準じます。

第3条（提供する範囲）
（1）本パックは戸建住宅を対象とします
（2）本パックの提供は当社のインターネット接続サービスまたは電話サービスの契約が必要です。

第4条（工事費等）
本コースの提供にあたり、必要となる工事費等は各種料金表のとおりとします。

第5条（利用料金及び工事費等の支払い）
利用料金及び工事費等の支払い方法は、当社が指定する方法により支払うものとし、月額利用料金は毎月支払うものとします。

第6条（適用除外）
次の各号のいずれかに該当する場合は、適用除外とします。
（1）本コースお申し込み時点で、ケーブルテレビサービスの一時休止を希望する場合
（2）約款第5条第2項に該当する場合

第7条（その他）
当社は、加入者の承諾を得ることなくこの特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の特約によります。また、この特約を当社が変更する場合は、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社が定める方法により通知します。
2. 本特約に定めのない事項は、約款の定めに準じます。

付　則
1　この特約は、2014年4月1日より変更実施します。
※ 表示価格は税抜です。別途消費税分を請求します。

地デジ用チューナーレンタルサービスに関する特約

第1条（総則）
横浜ケーブルビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）は、ケーブルテレビサービス加入契約約款（以下「約款」といいます。）の第10条第1項第3号に定めるその他の特殊サービスの一つとして、約款に付してこの特約を定めます。
2. 当社は、地上デジタル放送に未対応のテレビについて、資源保護及び再利用の観点から、本特約に定めるサービスを提供するものとします。

第2条（提供するサービス）
サービス名称及び利用料金は下表のとおりとします。

サービス名称	利用料金（月額）
地デジ用チューナーレンタルサービス	300円（税抜）／台

2　サービス内容は、下表のとおりとします。

サービス内容	地上デジタル放送に未対応のテレビに対する地上デジタル放送に対応したチューナーの貸し出し
貸出機器	当社が指定したSTB（デジタルセットトップボックス）
貸出数量	貸出機器の在庫がなくなり次第終了

3　視聴可能となるチャンネルは、下表のとおりとします。

地上デジタル放送	NHK総合、NHK Eテレ、tvk、テレ玉、日本テレビ、テレビ朝日、TBS、テレビ東京、フジテレビ、TOKYO MX
専門チャンネル	YCVチャンネル

※約款第23条（放送内容の変更）の定めにより、当社は事情により加入者の承諾を得ることなく、提供するチャンネルを変更することがあります。

第3条（工事費等）
本サービスの提供にあたり、必要となる工事費として、1台につき2,000円（税抜）を請求します。その他費用については、別に定める各種料金表によります。

第4条（提供する範囲及び条件）
本サービスは、当社との契約によりテレビを視聴されている世帯へ提供します。

第5条（適用除外）
次の各号のいずれかに該当する場合は、適用除外とします。
（1）第4条を満たさない場合
（2）約款第5条第2項に該当する場合

第6条（利用料金及び工事費等の支払い）
利用料金及び工事費等の支払い方法は、当社が指定する方法により支払うものとし、利用料金は毎月支払うものとします。

第7条（その他）
本特約に定めのない事項は、約款の定めに準じます。
2. 当社は、加入者の承諾を得ることなく、本特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の特約によります。なお、本特約を変更する場合は、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社が定める方法により通知します。

付　則
1　この特約は、2014年4月1日より変更実施します。
※ 表示価格は税抜です。別途消費税分を請求します。

再放送サービスに関する特約

横浜ケーブルビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）は、ケーブルテレビサービス加入契約約款（以下「約款」といいます。）の第10条第1項第3号に定めるその他の特殊サービスの一つとして、約款に付してこの特約を定めます。

第1条（再放送サービス）

当社は当社が別途定める区域において、本特約に基づき当社が設置する有線テレビジョン放送施設により再放送サービスの提供を受ける者（以下「再放送サービス加入者」という。）との間に締結される当該契約（以下「再放送サービス加入契約」という。）により、次のサービス（以下「再放送サービス」という。）を提供します。（当社が再放送サービスを提供する区域を以下「再放送サービス区域」という。）

放送事業者のテレビジョン放送（地上放送および多重放送を含む）、FMラジオ放送およびデジタルデータ放送の各同時再放送サービス

地上デジタル放送	NHK総合、NHK Eテレ、tvk、日本テレビ、テレビ朝日、TBS、テレビ東京、フジテレビ、TOKYO MX
専門チャンネル	放送大学、YCVチャンネル、YCV情報チャンネル

2. 再放送サービス加入者または再放送サービス加入者以外の者であって再放送サービス加入契約が締結されている加入者引込線（以下「加入者引込線」といいます。）により再放送サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）が、再放送サービス以外の当社の提供するサービス（基本番組サービス及びインターネットサービス、ケーブルプラス電話サービスを含む。以下同じ。）の利用を希望する場合、約款または規約に従い、別途加入契約を当社と締結するものとします。

第2条（契約の単位）

再放送サービス加入契約は、建物の所有者、賃借人、管理組合、管理会社、事業者等、建物の所有・管理等の状況に応じて当社が契約を締結するのが適当と認めた者と当社との間で、加入者引込線1回線ごとに行います。

2. 集合住宅等、加入者引込線1回線により、複数の世帯が個別に再放送サービスを利用しうる設備を備えている場合には、当該加入者引込線について再放送サービス加入契約を締結する再放送サービス加入者が当該複数世帯数分を一括して契約するものとします。
3. ホテル、旅館その他業務用に利用する事業者などが加入する場合には、当該事業者が備えている再放送サービスを利用しうる設備につき当社の規定による端子数分を一括して再放送サービス加入契約を締結するものとします。
4. 世帯とは、同一の住居および生計を共にする者の集まりまたは独立して生計を維持する単身者をいいます。

第3条（契約の有効期間）

再放送サービス加入契約の有効期間は、再放送サービス加入者が解約を希望する旨を当社に申し出たのち、当社サービスの提供を停止した月までとします。

また、第11条（再放送サービス料金表）に定める利用料（解約月の月額利用料も含まれます）を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。

2. 前項にかかわらず、再放送サービス加入者が、再放送サービス区域外への転居等により、再放送サービス区域内での再放送サービスの利用を終了した場合、本特約は当然に終了します。当該終了によって再放送サービス加入者に損害が生じた場合であっても、当社は再放送サービス加入者の損害について、賠償の責任は負わないものとします。
3. 解約の場合、加入契約料の払い戻しはいたしません。
4. 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、引込線および保安器を撤去します。また、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
5. 再放送サービス加入者は、第1条（再放送サービス）第1項に定めるサービスの提供を一時休止し又はその再開を希望する場合、当社にその旨を文書で申し出るものとします。この場合、一時休止期間中の利用料は無料とします。
6. 前項の一時休止期間は、1歴月を単位として、最長6ヶ月とし、一時休止期間中、引込線および保安器を取り外すことができるものとします。

なお、再開に要する費用は、第11条（再放送サービス料金表）に従い、支払うものとします。

第4条（施設の利用）

再放送サービス加入者は、本特約の有効期間中、加入者施設を当社のサービス利用以外の目的に使用しないものとし、かつ、その加入者引込線による利用者にもこれを遵守させるものとします。ただし、パラボラアンテナにて直接受信するBS・CS衛星放送サービスを利用する場合はこの限りではないものとします。

第5条（放送内容の変更）

当社は、事情により再放送サービス加入者の承諾を得ることなく、放送内容または第1条に定める再放送サービスの内容を変更することがあります。なお、再放送サービス加入者およびその加入者引込線による利用者に対して、上記の変更が生じた場合においても、当社は再放送サービス加入者の損害について、賠償の責任は負わないものとします。

第6条（再放送サービス加入契約料および再放送利用料）

再放送サービス加入者は、当社が本特約第11条で定める再放送サービス料金表に従い、再放送サービス加入契約料および再放送利用料を支払うものとします。

2. 再放送サービス加入者は、再放送サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から毎月利用料を支払うものとします。
3. 当社が第1条に定める再放送サービスを月のうち継続して10日以上提供できなかった場合は、当該月分の再放送利用料は前項の規定にかかわらず無料とします。
4. 当社は再放送サービス加入契約料、再放送利用料を季節的に、および限定的契約で値引きをすることがあります。
5. 当社は、社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の拡充、または番組供給条件の変化等の事情に伴い再放送サービス加入者の承諾を得ることなく、再放送利用料の改定をすることができます。その場合、1か月前までに再放送サービス加入者に通知します。

第7条（禁止事項）

再放送サービス加入者および利用者は、個人的にまたは家庭内その他これらに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、ビデオデッキ、インターネットその他の方法により当社の提供する番組の複製およびかかる複製物の上映、配信、売買、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。著作権および著作隣接権を侵害したと認められた場合、損害賠償責任が生ずるほか、法により罰せられます。

2. 再放送サービス加入者は、再放送サービス加入契約に定める世帯数または端子数を超えて再放送サービスを利用することはできません。
3. 前項に違反した場合、再放送サービス加入者は、違反した世帯数または端子数につき本特約に基づくサービスの提供の始期にさかのぼり、契約したものとして、第11条に定める再放送サービス料金表に従い、当該再放送利用料を当社に支払うものとします。
4. 当社が「コピー禁止」「1回のみコピー可能」「ダビング10」といった番組属性を付けて放送する場合、再放送サービス加入者および利用者は技術的保護手段の回避を行う機能を有する装置もしくはプログラムを使用してこれらの番組を複製する行為を禁止されます。この行為を実施したと認められた場合、損害賠償責任が生ずるほか、法により罰せられます。

第8条（名義変更）

当社は、次の場合に再放送サービス加入者の名義変更を認めるものとします。

(1) 相続

(2) 本特約に基づく施設が設置されている家屋およびその敷地の権利を譲渡するとき。この場合、譲渡人は、譲受人に対して本特約に定める譲渡人の権利義務の一切を承継させるものとします。

(3) 本特約に基づく施設が設置されている集合住宅等に管理組合が設立されたとき。

2. 前項により名義変更を受ける者は、所定の名義変更申出書に、当社の定める各種料金表による名義変更手数料を添えて申し出るものとします。

第9条（原状回復）

当社は、本特約が期間満了、解約、解除等により終了した場合には、再放送サービス加入者の費用負担により当社施設を撤去するものとします。

2. この場合、再放送サービス加入者は当社または当社の指定する業者が、再放送サービス加入者の所有、管理もしくは占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入ることを予め承諾するものとし、また、その加入者引込線による利用者の協力を必要とするときは、当該利用者の協力が得られるように取り計らうものとします。
3. 再放送サービス加入者は、当社施設の撤去に関し、再放送サービス加入者の所有、管理もしくは占有する敷地、家屋、構築物等に生じた復旧工事については、再放送サービス加入者の費用でその工事を行うものとします。

第10条（その他の事項）

本特約に記載のない事項は、約款第4条、第13条、第20条、第23条、第24条、第25条、第30条、第31条を除き、約款の定めに準じます。

第11条（再放送サービス料金表）

名称/種類		内　容	税抜価格
再放送サービス加入契約料		再放送サービス加入契約1単位当たり	0円
再放送サービス加入工事費		当社のタップオフから引込および保安器の設置工事。	20,000円（税抜）
再放送サービスからYCV各サービスへの加入工事費	TVサービス（ワイワイDX/ワイワイLite）	当社のタップオフから引込および保安器の設置工事。 【TVサービス】 貸出機器の設置とテレビの接続。 【NETサービス】 インターネット接続サービスの専用線の敷設及び貸出機器の設置。 【PHONEサービス】 電話サービスの専用線の敷設及び貸出機器の設置を行う工事	6,000円（税抜）
	NETサービス		
	PHONEサービス		
	TVサービス（ワイワイDX/ワイワイLite）+NETサービス		
	TVサービス（ワイワイDX/ワイワイLite）+PHONEサービス		
	NETサービス+PHONEサービス		
	TVサービス（ワイワイDX/ワイワイLite）+NETサービス+PHONEサービス		
	TVサービス（BSデジタルコース）	当社のタップオフから引込および保安器の設置工事。 【TVサービス】 貸出機器の設置とテレビの接続。 （地デジバックの場合、貸出機器の設置はありません）。 【NETサービス】 インターネット接続サービスの専用線の敷設及び貸出機器の設置。 【PHONEサービス】 電話サービスの専用線の敷設及び貸出機器の設置を行う工事	15,000円（税抜）
	TVサービス（BSデジタルコース/地デジバック）または再放送サービス+NETサービス		
	TVサービス（BSデジタルコース/地デジバック）または再放送サービス+PHONEサービス		
	TVサービス（BSデジタルコース/地デジバック）または再放送サービス+NETサービス+PHONEサービス		

「再放送サービス加入工事費」及び「再放送サービスからYCV各サービスへの加入工事費」の工事範囲を超えて、工事を行った場合は、各種料金表に従い、その工事内容に要した費用を別途支払うものとする。

再開に要する費用	再接続工事費	【再放送サービス加入契約を締結し、再放送サービスを利用している場合】 一時休止や建て替え等により、新たに引込工事を行い、再放送サービスに再度加入する工事 工事内容は加入工事費に準拠します。	20,000円（税抜）

再放送利用料	再放送サービス加入契約1単位当たり	1,000円（税抜）

(1) 再放送サービス加入契約料および再放送利用料について、複数世帯分または端子数分を一括して契約する場合は、契約の単位を世帯毎または端子毎とします。

(2) NHKのテレビ受信料は当社の設定した利用料の中に含まれておりません。別途NHKとの受信契約が必要となります。

(3) 再放送サービス加入工事費の範囲を超えて、工事を行った場合は、各種料金表に定める費用が必要となります。

(4) 再送信サービスに関する特約は、放送法改正に伴い、再放送サービスに関する特約に名称変更しました。

付　則

この特約は、2014年4月1日より変更実施します。

※ 表示価格は税抜です。別途消費税分を請求します。

地デジコース提供に関する特約

第1条（総則）

横浜ケーブルビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）は、ケーブルテレビサービス加入契約約款（以下「約款」といいます。）の第10条第1項第3号に定めるその他の特殊サービスの一つとして、約款に付してこの特約を定めます。

第2条（提供するコース）

コース名称及び利用料金は下表のとおりとします

コース名称	利用料金（月額）
地デジコース	1,000円（税抜）

2　当社で受信した地上波放送等の電波を提供する再放送サービスとなります。

3　提供チャンネルは、テレビ本体のチューナーを使用して視聴可能な下表のチャンネルとします。

地上デジタル放送	NHK総合、NHK Eテレ、tvk、日本テレビ、テレビ朝日、TBS、テレビ東京、フジテレビ、TOKYO MX
専門チャンネル	放送大学、YCVチャンネル、YCV情報チャンネル

※約款第23条（放送内容の変更）の定めにより、当社は事情により加入者の承諾を得ることなく、提供するチャンネルを変更することがあります。

第3条（提供する範囲）

本コースは、戸建住宅を対象とします。

第4条（工事費等）

本コースの提供にあたり、必要となる工事費等は各種料金表のとおりとします。

第5条（利用料金及び工事費等の支払い）

利用料金及び工事費等の支払い方法は、当社が指定する方法により支払うものとし、月額利用料金は毎月支払うものとします。

第6条（適用除外）

次の各号のいずれかに該当する場合は、適用除外とします。

(1) 本コースお申し込み時点で、ケーブルテレビサービスの一時休止を希望する場合

(2) 約款第5条第2項に該当する場合

第7条（その他）

当社は、加入者の承諾を得ることなくこの特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の特約によります。また、この特約を当社が変更する場合は、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社が定める方法により通知します。

2. 本特約に定めのない事項は、約款の定めに準じます。

付　則

1　この特約は、2014年4月1日より変更実施します。

2　本コースは、2013年8月31日を持ちまして、新規ならびに追加契約の販売を終了しました。

※　表示価格は税抜です。別途消費税分を請求します。

CATV専用B－CASカード使用許諾契約約款

（KB0008C）

株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（以下「当社」という）は、地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110 度CSデジタル放送（以下「デジタル放送」という）をご加入のケーブルテレビ局（以下「CATV会社」という）から受信するためのICカード（ビーキャス（B-CAS）カード）（以下「カード」という）を、ご加入のCATV会社が使用を認めたセットトップボックスまたは受信機（以下「CATV用受信機器」という）で使用するために、お客様に貸与します。当社は、お客様がこの約款の内容に同意される場合に限り、このカードをお客様が使用することを許諾します。お客様がこの約款に同意し「B-CASカードユーザー登録申請書」に記名・捺印したときに「CATV専用B-CASカード使用許諾契約」（以下「本契約」という）が成立したものとみなしますので、事前にこの約款を必ずお読みください。（当社は、B-CAS方式の限定受信システム（CAS）やカードを統一的に運用・管理するためにデジタル放送の放送事業者等により設立された会社です）

第1条（カードの使用目的）

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されており、デジタル放送の番組の著作権保護や有料放送の視聴等に利用されています。このカードは、デジタル放送の無料放送、有料放送、ペイ・パー・ビュー放送、NHK、自動表示メッセージ、およびデータ放送の双方向サービス等の各種デジタル放送サービス（以下「放送サービス」という）を受信するために必要となります。

第2条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は、当社に帰属します。

2. お客様は、本契約に基づき、CATV用受信機器1台につき、カード1枚を使用することができます。

第3条（ユーザー登録）

お客様に対して、カードによる放送システムの円滑な運用や放送サービスの向上を図るために、当社は、第8条から第11条に規定するカード交換やバージョンアップ等のカードの運用管理業務を行います。この業務のために、お客様は次項に定める方法によりユーザー登録を行ってください。

2. お客様は、「B-CASカードユーザー登録申請書」に必要事項を記入のうえ、ご加入のCATV会社を通じて当社へ提出してください（以下この記入あるいは次項に定める通知された情報を「登録者情報」という）。お客様が「B-CASカードユーザー登録申請書」に記入し提出された登録者情報は、ご加入のCATV会社及び社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「JCTA」という）を経由して当社へユーザー登録されます。お客様は、ユーザー登録後、転居、または結婚や相続等により登録者情報に変更が生じた場合には、ご加入のCATV会社を通じて当社へ変更の手続きを行ってください。
3. お客様が、デジタル放送の放送事業者に対してカードの使用を連絡された場合、当該放送事業者から当社へお客様の情報（カードID番号、氏名又は法人名、生年月日、住所、電話番号、担当者（法人のみ））が書面又は電子的方法により通知されることがあります。
   その場合、当社は通知された情報に基づいてお客様のユーザー登録を行います。
4. 当社は、登録者情報を、このカードの使用者の情報とみなします。

第4条（登録者情報の取扱い）

当社は、登録者情報を別に定めるガイドライン（当社ホームページ（http://www.b-cas.co.jp）より参照）に従って厳格に取扱います。

第5条（登録者情報の利用目的）

当社は、第3条第1項に規定するカードの運用管理業務を行うにあたり、カード使用者の確認、カード交換や紛失・盗難時のカード変更手続き、及び当社都合によるお客様へのカード交換依頼の連絡のために、お客様の登録者情報を利用します。

2. お客様が、NHKの自動表示メッセージの事前消去や受信契約の案内、有料放送等の加入勧誘、アンケート調査等の案内を受けることを希望される場合は、第3条第2項のユーザー登録の際に、当社から当社が定める情報提供先（NHK、BSデジタル放送の委託放送事業者をいう。以下同じ）への登録者情報（カードID番号、氏名又は法人名、生年月日、住所、電話番号、担当者（法人のみ）に限る。以下本条において同じ）の提供に同意が必要です。この同意があった場合には、当社は情報提供先に対し、お客様の登録者情報を書面又は電子的方法により提供することがあります。
3. お客様は、ご加入のCATV会社を通じて当社に連絡することにより、前項の登録者情報の提供の同意を取消すことができます。

第6条（業務の委託）

当社は、第3条第1項に規定するカードの運用管理業務、及びユーザー登録関連業務の一部（第3条第2項、第5条第3項を参照）を、ご加入のCATV会社及びJCTAに委託しています。

2. 当社は、前項の業務委託において、ご加入のCATV会社及びJCTAが、お客様からのユーザー登録申請あるいは各種連絡に基づいて当社に送付するお客様の登録者情報を、委託業務の実施に必要な範囲内でその後も保持・利用することを認めます。

第7条（カードの管理等）

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障及び破損することのないように十分注意（善良な管理者の注意）をしてください。カードを常時装着していないと、放送サービスの全部または一部を正常に受けられないことがあります。

第8条（カードの故障交換等）

お客様は、カードに起因すると推測される受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。

2. CATV会社は、カードの故障によって受信障害が発生した場合、当該カードを交換いたします。下記の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。
   ①カードを使用開始してから、3年以上経過している場合。
   ②カードの故障が、お客様の不適切な取扱い（本契約違反の取扱いを含む）に起因するものである場合。
3. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、放送サービス等が受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第9条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失、または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をCATV会社にお支払いいただきます。

2.前項の場合、お客様からご加入のCATV会社を通じて連絡を受けた後、当社は前項の使用できなくなったカードを無効とする手続きを行います。

第10条（カードの交換依頼等）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第11条（不要となったカードの処置等）

お客様は、ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社を通じて当社にカードを返却しなければなりません。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第12条（禁止事項等）

お客様は、ご加入のCATV会社が使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に、このカードを装着して使用することはできません。

2. お客様は、カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
3. お客様は、カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
4. お客様はカードをレンタル、リース、賃貸または譲渡等により、第三者に使用させることはできません。但し、お客様と同一世帯の方に限り、お客様の責任において、このカードを使用させることができます。

第13条（契約違反）

お客様が本契約に違反（例えばカードの複製、変造、翻案等）した場合、当社は本契約を解除し、お客様に対し、そのカードの返却を求めるほか、当社が被った損害の賠償を請求することがあります。

第14条（契約約款の変更）

この契約約款は変更することがあります。この契約約款の変更事項または新契約約款については、当社のホームページに掲載します。

［別表］カード再発行費用

第8条第2項および第9条第1項に規定するカード再発行費用1,905円（税抜）以下でCATV会社の定めによる

2. 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払い頂きます。

株式会社 ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ

インターネット接続サービス加入契約約款

第１章　総　　則

第1条（約款の適用）

横浜ケーブルビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）は、このインターネット接続サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）により、インターネット接続サービスを提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条（用語の定義）

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用語の意味
(1) 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
(2) 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
(3) 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
(4) 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
(5) インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
(6) インターネット接続サービス取扱所	1 インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 2 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
(7) 契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
(8) 契約者	当社と契約を締結している者
(9) 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
(10) 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます）または同一の建物内であるもの
(11) 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
(12) 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
(13) 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
(14) 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
(15) 技術基準等	事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の条件および端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
(16) 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
(17) 学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定されるもののうち小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園およびこれらに準じる組織として、主に18歳未満の児童、生徒を対象とするもの
(18) 提携事業者	当社が指定する、当社とサービスの提携を行っている電気通信事業者

第２章　契　　約

第4条（インターネット接続サービスの種類等）

契約には、料金表に規定する種類、品目等があります。

第5条（契約の単位）

当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

第6条（ドメイン名およびインターネットネットワークアドレスの特定等）

インターネット接続サービスにおいて使用するドメイン名およびインターネットネットワークアドレスは、当社がこれを指定します。

2. 契約者は、前項のドメイン名以外のドメイン名および前項のインターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを使用してインターネット接続サービスを利用することはできません。

第7条（最低利用期間）

インターネット接続サービスには、6ヶ月間の最低利用期間があります。

2. 契約者は、サービス提供を開始した日の属する月を1と起算して前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、契約に対応するインターネット接続サービス料金表にサービスコースの利用料に相当する額に残余の期間を乗じて得た額と各種料金表に定める解約撤去工事費を、当社が定める期日までに支払うものとします。
3. 当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。
   (1) 当社または別に定める電気通信事業者のインターネット接続サービス提供区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社または別に定める電気通信事業者のインターネット接続サービスの契約を行う場合
   (2) 第17条（当社が行う契約の解除）第1項第3号の規定により、当社が加入契約を解除する場合
4. 契約者がサービス品目の変更をした場合は、変更前の品目の利用期間と変更後の品目の利用期間を合算し、前項の最低利用期間を満たさない場合に、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。この場合は、契約の解除があった時点の品目の利用料に相当する額に、残余の期間を乗じて得た額を支払うものとします。

第8条（契約者回線の終端）

当社は、契約者が指定した場所内の建物または工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2. 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。
3. 契約者は、第16条（契約者が行う契約の解除）および第17条（当社が行う契約の解除）に定める解除の場合、直ちに端末接続装置を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

第9条（契約申込みの方法）

加入契約は、加入申込者があらかじめ約款を承認し、当社が定める様式の加入申込書に必要な事項を記載のうえ提出し、当社が、これを承諾したときに成立するものとします。ただし、以下の場合、当社は加入申し込みを拒絶することができます。

(1) 加入申込者が約款上要請される料金等の支払いを怠るおそれがある場合
(2) 本施設の構築が困難であると判断した場合
(3) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
(4) その他加入申込者が約款に違反するおそれがあると認められた場合
(5) 加入申込書に虚偽の事実を記載した場合
(6) その他当社の業務の遂行上、支障がある場合

第10条（契約申込みの承諾）

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取り扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
3. 当社は、第1 項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
   (1) 契約者回線を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。
   (2) 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金および料金以外の債務をいいます。以下同じとします）の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
   (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
4. 学校接続のサービスの申込みをすることができる者は、学校の設置者に限ります。

第10条の2（契約の申込みの撤回等）

契約の申込者は、契約の申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または契約の解除を行なうことができます。

2. 前項の規定による契約の申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
3. 前二項の規定にかかわらず契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。
4. 契約の申込み後、引込工事、宅内工事等が未着工または未完了の状態で申込み撤回を行う場合は、いかなる費用の負担も求めません。

第11条（インターネット接続サービスの種類等の変更）
契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、品目等の変更の請求をすることができます。
2. 前項の請求の方法およびその承諾については、第9条（契約申込みの方法）および前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第12条（契約者回線の移転）
契約者は、契約者の負担により、同一の構内または同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。
2. 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更または制限がある場合があります。
3. 当社は、第1項の請求があったときは、第10条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
4. 第1項の変更に必要な工事は、当社または当社が指定した者が行います。

第13条（インターネット接続サービスの利用の一時中断）
当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行います。

第14条（インターネット接続サービスの利用の休止）
当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の休止（その契約者回線およびメールアドレス等の設定を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行います。なお、利用休止期間は、最長6ヶ月間とします。ただし、月の途中での利用の休止または再利用（インターネット接続サービスを、休止前と同じ条件で、再び利用することをいいます。以下同じとします）は行わないものとします。
2. 契約者は、利用の休止を希望する場合、当社所定の方法により申し込むものとします。また、その期間を変更する場合も同様です。

第15条（譲渡の禁止）
契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第15条の2（契約者の地位の承継）
相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後相続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかにインターネット接続サービス取扱所に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの1人を代表者として扱います。
4. 第1項および第2項の届け出をし、契約者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手続に関する料金を支払っていただきます。

第15条の3（債権譲渡）
契約者は、当社が第三者に、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第16条（契約者が行う契約の解除）
加入者は、加入契約を解約しようとするときは、当社が定める様式の書面によりサービス取扱所に申し出るものとします。
2. 本施設設置工事後の解約の場合には、工事に関する費用は加入者に負担いただきます。

第17条（当社が行う契約の解除）
当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。
(1) 第22条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
(2) 第22条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
(3) 電気通信回線の地中化等、当社または契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
2. 当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
3. 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第3章　付加機能

第18条（付加機能の提供等）
当社は、契約者から請求があったときは、料金表および別に定める規約の規定により付加機能を提供します。

第4章　回線相互接続

第19条（回線相互接続の請求）
契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。
2. 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

第20条（回線相互接続の変更・廃止）
契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
2. 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第5章　利用中止および利用停止

第21条（利用中止）
当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。
(1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
(2) 第23条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。
2. 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
3. 前2項の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第22条（利用停止）
当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのインターネット接続サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。
(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
(2) 契約の申込みに当たって、当社に事実に反する内容の通知を行ったこと等が判明したとき。
(3) 第37条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
(4) 事業法または事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
(5) 事業法または事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
(6) 第6条（ドメイン名およびインターネットネットワークアドレスの特定等）第2項の規定に違反したとき。
(7) この約款に違反した恐れのある契約者を調査するとき。
(8) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行ったとき。
2. 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。

第6章　利用の制限

第23条（利用の制限）
当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
2. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
4. 当社は、インターネット接続サービスの利用者が、当社が行うインターネット接続サービスの提供に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれを生じさせた場合には、当社所定の電気通信（帯域を継続的かつ大幅に占有する通信手順を用いるもの）を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御することにより、インターネット接続サービスの速度を制限することがあります。
5. 当社は、公正な第三者機関により有害情報と判断された画像および映像について、事前に通知することなく閲覧を制限することがあります。ただし、当社は、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ違法性が阻却されると認められる場合に限り、この制限を行うこととします。

第7章　料金など

第1節　料金

第24条（料金の適用）
当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金および工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。

第2節　料金の支払義務

第25条（利用料等の支払義務）
契約者は、その契約に基づいて当社がケーブルモデムを設置した日（付加機能については、その提供を開始した日）の属する月の翌月から起算して、契約終了の日（付加機能の廃止については、その提供を廃止した日）の属する月までの期間（提供を開始した日と契約終了の日又は廃止があった日が同一の月である場合は1ヶ月間とする。）について、当社が提供するサービスの態様に応じてインターネット接続サービス料金表に規定する利用料又は付加機能使用料（以下まとめて「利用料金」という。以下この条において同じ。）の支払を要するものとします。
2. 前項の期間において、サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。
(1) 第14条（インターネット接続サービスの利用の休止）をしたときは、加入者は、休止期間中の利用料金の支払を要しないものとします。
(2) 第22条（利用停止）のあったときは、加入者は、停止期間中の利用料金の支払について免除されることなく、全額の支払を要するものとします。
(3) 前2号の規定のほか、加入者は、次の表に掲げる場合を除き、サービスを利用できなかった期間中の利用料金全額の支払いを要するものとします。

区　別	支払いを要しない料金
(1) 契約者（サービスの利用者を含む。）の責によらない理由により、そのサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む。以下、この条において同じ。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 (2) 当社の故意又は重大な過失によりそのサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	(1) そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての利用料金。 (2) そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのサービスについての利用料金。

3. 当社は、前項により、支払いを要しないこととされた利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第26条（手続きに関する料金の支払義務）
契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除または請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第27条（工事に関する費用の支払義務）
契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除または請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第28条（割増金）
契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第29条（延滞処理）
契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第8章　保　守

第30条（当社の維持責任）
当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第31条（契約者の維持責任）
契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第32条（設備の修理または修復）
当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、全部を修理し、または復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理または復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順　位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記2の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます）
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

第33条（契約者の切分け責任）
契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備または自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、インターネット接続サービス取扱所または当社が指定する者が、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第9章　損害賠償

第34条（責任の制限）

当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします）の前6料金月の一日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 第1項の場合において、当社の故意のまたは重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
4. 前3項の規定にかかわらず、当社は、インターネット接続サービスの利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者または第三者の損害、およびインターネット接続サービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者または第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第35条（免責）

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任もおいません。

2. 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理、または復旧の工事に当たって、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
3. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定または変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章　雑　　則

第36条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときまたは料金その他債務の支払を現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第37条（利用に係る契約者の義務）

当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2. 契約者は、当社または当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
3. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続、もしくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
4. 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
5. 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等（インターネット接続サービスを同時に複数の自営端末設備または自営電気通信設備で利用できるようにする設備を含みます）を取り付けないこととします。
6. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
7. 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
8. 契約者は、インターネット接続サービスを利用して、国内外の法令等を犯す行為を行なわないこととします。
9. 契約者は、インターネット接続サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える行為を行なわないこととします。
10. 契約者は、インターネット接続サービスを商業目的で利用しないものとします。
11. 契約者は、当社が特に認めた場合を除き、インターネット接続サービスとサービス用設備（第三者へサービスを提供するための通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェア）を接続しないものとし、かつインターネット接続サービスの全部または一部を第三者へ提供しないものとします。
12. 契約者は、インターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為を行なわないこととします。
    ⑴ 犯罪行為、またはそれに結びつく恐れのある行為等、公序良俗に反する行為
    ⑵ 当社を含む第三者の権利、財産、著作権、またはプライバシーを侵害する行為、もしくはそれに結びつく恐れのある行為
    ⑶ 当社を含む第三者を誹謗中傷する行為等、当社を含む第三者に不利益を与える行為
    　またはそれに結びつく恐れのある行為
    ⑷ インターネット接続サービスの信用を毀損する行為、または毀損する恐れのある行為

第38条（IDおよびパスワードの管理責任）

契約者は、自己のID（当社が付与するログイン名、メールアカウント名。以下同じとします）およびこれに対応するパスワードの使用および管理について全ての責任を負うものとします。

2. 契約者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。
3. 契約者は、第一項に規定する責任を怠り、第三者が契約者のIDおよびこれに対応するパスワードを使用し、インターネット接続サービスを利用した場合、当該第三者のインターネット接続サービスの利用に対して全ての責任を負うものとします。

第39条（通信の秘密）

当社は、事業法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守ります。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条に基づく強制の処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

第39条の2（契約者に係る情報の取り扱い）

当社は、当社が公開する「個人情報保護方針」に基づき、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社、若しくは相互接続事業者のインターネット接続サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。
また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者、及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。

第40条（技術的事項および技術資料の閲覧）

インターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項および契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第41条（本約款の効力）

本約款のいずれかの条項が関係法令等の変更または新設により、無効または執行不能と判断された場合、かかる無効または執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関係法令等に基づく条項に置き代えられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

第42条（営業区域）

営業区域は次に定めるところによります。
横浜市旭区、泉区、保土ヶ谷区、西区の一部、戸塚区の一部、神奈川区の一部、緑区の一部、瀬谷区の一部

第43条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第44条（国内法への準拠）

この約款は日本国国内法に準拠するものとし、本約款に基づく加入契約により生じる一切の紛争の解決等については横浜地方裁判所（本庁）又は横浜簡易裁判所（本庁）を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第45条（言語）

この約款の適用および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第46条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

付　則

（実施期日）
この契約約款は、2014年4月1日より改定実施します。

インターネット接続サービス料金表

通　　則

（料金表の適用）

1. インターネット接続サービスに関する料金等は、この料金表及び横浜ケーブルビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）が別に定める各種料金表に規定します。

（料金等の変更）

2. 当社はインターネット接続サービスに関する料金等を変更することがあります。この場合には、変更後の料金等を適用します。当社は、料金等を変更する場合、当該変更により影響を受ける加入者に対し当社の定める方法により通知します。

（料金等の臨時減免について）

3. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、インターネット接続サービス加入契約約款（以下「約款」といいます。）の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。当社は料金等の減免を行ったときは、当社事業所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

利 用 料 金

1. 利用料

約款第24条により支払いを要する利用料の額は、次のとおりとします。

税抜価格	サービスコース		利用料（月額） 160Mコース	40Mコース	12Mコース	1Mコース	超光速ネットコース（※1）	高速ネットコース（※1）	標準ネットコース（※1）	入門ネットコース（※1）
ケーブルモデム	1台目		6,000円（税抜）	5,500円（税抜）	3,980円（税抜）	2,980円（税抜）	5,700円（税抜）	4,900円（税抜）	3,900円（税抜）	2,900円（税抜）
	2台目以降1台あたり		6,000円（税抜）	5,500円（税抜）	3,980円（税抜）	2,980円（税抜）	5,700円（税抜）	4,900円（税抜）	3,900円（税抜）	2,900円（税抜）
内容	最大通信速度（bps）	下り	160M	40M	12M	1M	160M	30M	10M	1M
		上り	10M	2M	2M	512K	10M	1M	1M	128K
	メールアドレス		5個				5個			
	メーリングリスト		2個				2個			
	ホームページURL		1個				1個			
	ホームページ容量		100MB				100MB			
	メールウイルススキャン		標準装備				標準装備			
	セキュリティサービス「マカフィー」		標準装備							

2. 付加機能使用料

約款第24条により支払を要する付加機能使用料の額は、次のとおりとします。

付加機能の名称	内容	利用料（月額）
メールアドレス追加	メールアドレス追加　1個につき	300円（税抜）
メーリングリスト追加	メーリングリスト追加　1個につき	300円（税抜）
ホームページURL追加	ホームページURL追加　1個につき	300円（税抜）
ホームページ容量追加	ホームページ容量追加　50MB毎に	300円（税抜）
迷惑メールスキャンサービス	メールアドレス　1個につき	200円（税抜）
ダイヤルアップ・ローミングサービス ※2	当社または提携先プロバイダのアクセスポイントを利用して、当社のネットワーク以外の国内または海外等の場所から、電話のダイヤル接続によりインターネットおよび当社のネットワーク経由で、加入者の電子メールの送受信、インターネットへのアクセスができるサービス。	300円（税抜）
YCV NET ホームWi-Fi　※3	無線ホームLAN内蔵ケーブルモデムを設置します。（1台につき）	500円（税抜）

※1　超光速ネットコース、高速ネットコース、標準ネットコース、入門ネットコースは、2013年8月31日をもちまして、新規ならびに追加契約の販売を終了しました。
※2　当社のアクセスポイント以外（当社提携プロバイダのアクセスポイント）を利用の場合は、利用料以外に別途料金がかかります。国内:5円（税抜）/分　国際:20円（税抜）/分
　　各アクセスポイントまでの通信料は契約者の負担となります。
※3　月額使用料は、本サービスの提供を開始した日の翌月から適用します。本サービスの開始にあたり、当社から無線ホームLAN内蔵の機器（ケーブルモデム）を設置します。
※　電子メールを利用するためのメールアドレスは、当社が別に定めるところにより契約者に割り当てます。電子メールとして蓄積できる通信の情報量および期間等は、当社が別に定めるところによります。
　　なお、当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき、その他業務上支障があるときは、現に蓄積している情報を消去し、または転送を停止することがあります。
※　ホームページ機能を利用するためのホームページアドレスは、当社が別に定めるところにより契約者に割り当てます。ホームページ機能として蓄積できる通信の情報量および期間等は、当社が別に定めるところによります。
　　なお、当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき、その他業務上支障があるときは、現に蓄積している情報を消去し、または転送を停止することがあります。

付　則

（実施期日）
この料金表は、2014年4月1日より改定実施します。
但し、改定前に支払わなければならなかった料金については従前のとおりといたします。

※ 表示価格は税抜です。別途消費税分を請求します。

ケーブルプラス電話利用規約

第1条（規約の適用）
横浜ケーブルビジョン株式会社（以下「YCV」といいます。）は、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）が規定する「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「約款」といいます。）によりKDDIから提供される「ケーブルプラス電話サービス」の提供を受けるための電気通信設備（約款で規定される終端装置も含みます。以下「本設備」といいます。）の設置・保守及び請求等を、YCVの定める「ケーブルプラス電話利用規約」（以下「本規約」といいます。）により行うものとします。

第2条（規約の変更）
YCVは、本規約を、YCVを介してKDDIと約款に定める「ケーブルプラス電話サービス契約」（以下「サービス契約」といいます。）を締結する者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には本設備の設置・保守及び請求等は、変更後の本規約によります。
2. 本規約を変更する場合、YCVは、当該変更により影響を受ける加入者に対し、YCVの定める方法により通知します。

第3条（「ケーブルプラス電話サービス」の申込み）
YCVを介して「ケーブルプラス電話サービス」の提供を受けようとする者（以下「申込者」といいます。）は、本規約及び約款の内容を承認の上、約款の規定に基づき、YCVにサービス契約の加入申込書の提出を行うものとします。
2. YCVは、申込み又は申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、前項に規定する加入申込書を受領しない場合があります。
⑴ 申込者が約款上要請される料金等の支払いを怠るおそれがある場合
⑵ 本設備の構築が困難であると判断した場合
⑶ 申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
⑷ その他申込者が約款又は本規約に違反するおそれがあると認められた場合
⑸ 加入申込書に虚偽の事実を記載した場合
⑹ その他YCVの業務の遂行上、支障がある場合

第4条（加入者が行うサービス契約の解除）
加入者は、サービス契約を解除しようとするときは、約款の規定に基づき、YCVにサービス契約の解除通知を行うものとします。

第5条（その他の提供条件）
加入者は、約款の規定に基づき、YCVを介してKDDIに対しケーブルプラス電話接続回線の利用の一時中断を請求することができるものとします。
2. 加入者は、約款の規定により、ケーブルプラス電話接続回線の移転の請求をすることはできません。この場合、加入者は、約款の規定に基づき、サービス契約を解除した上で、新たにサービス契約を申し込むものとします。なお、加入者は、この場合のサービス契約解除及び再申込みについて、前2条の規定に基づきYCVに通知するものとします。

第6条（設備の設置及び撤去）
YCV又はYCVの指定する業者は、加入者が本設備の設置、その工事及び保守等の一部を、YCV所定の機器、工法などにより行うものとします。
2. 約款の規定によりサービス契約が解除されたときは、YCV又はYCVの指定する業者は、本設備の撤去を、YCV所定の機器、工法などにより行うものとします。ただし、YCVの提供する他のサービスの提供に必要な設備については、撤去しない場合があります。

第7条（設置場所の無償使用）
本設備の設置、撤去、及び保守の工事を行うために必要があるときは、YCV又はYCVの指定する業者は、加入者の承諾を得て加入者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水道等を無償で使用できるものとします。この場合において、土地又は建物所有者その他利害関係人があるときは、加入者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

第8条（設備の保守）
加入者は、「ケーブルプラス電話サービス」が正常に稼動しなくなったときは、約款で規定する自営端末設備又は自営電気通信設備、及び本設備の利用方法に問題がないことを確認の上、YCVにその旨を通知するものとします。この場合、YCVは必要に応じて、YCV及びKDDIの設備の調査、又は修理のための手配を行うものとします。
2. 約款で規定する自営端末設備又は自営電気通信設備、及び本設備の利用方法に起因する不具合であることが明白な場合、又はYCV及びKDDIの責に帰すことのできない事由による不具合の場合は、YCVは第1項に規定する手配を行う責を負わないものとします。

第9条（加入者の支払い義務）
加入者は、約款の規定により、KDDIよりYCVが譲り受けた加入者に対する債権（約款の規定により支払いを要することになった料金その他の債務に関わる債権）の債務者として、YCVに対し、その弁済を行う義務を負うものとします。
2. 加入者は、第6条に規定する工事に要した費用の他、別に定める各種料金表に定める料金を、YCVに支払う義務を負うものとします。
3. 約款の規定に基づき、割増金及び延滞利息が発生したときは、加入者はこれをYCVに支払う義務を負うものとします。
4. YCVが第8条第1項に規定する手配を行い、設備の調査を行った結果、加入者の設備、及び利用方法に起因する不具合が原因であった場合、加入者はYCVに対しその調査に要した費用を支払う義務を負うものとします。
5. 第1項から第4項に規定される支払い義務は、サービス契約が解除された後も有効に存続するものとします。

第10条（料金等の支払期日等）
YCVは、第9条の規定により加入者が支払う義務を負う料金等について、支払期日を定めて加入者に請求します。
2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、YCVが指定する期日までに、YCVが指定する方法により、当該料金等を支払うものとします。

第11条（「ケーブルプラス電話サービス」利用の停止）
加入者が第9条に定める料金等について、第10条に定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、YCVよりその旨をKDDIに通知することにより、約款の規定により「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止される場合があるものとします。
2. 加入者が、「ケーブルプラス電話サービス」の利用によりYCVに損害を与えた場合、又は本規約の規定に反する行為を行った場合は、YCVよりKDDIに要請することにより、約款の規定により「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止される場合があるものとします。

第12条（加入者個人情報の取り扱い）
YCVは、加入者の個人情報について、YCVが別に定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取扱うものとします。
2. 加入者の個人情報の取扱いについて必要な事項は、YCVが別に定める「個人情報保護宣言」において公表するものとします。

第13条（責任の制限）
YCVは、サービスを提供すべき場合において、YCVの責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り賠償するものとします。この場合、逸失利益、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害を含むその他の損害については賠償しないものとします。
2. YCVの故意又は重大な過失によりサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第14条（免責）
YCVは、加入者がサービスの利用に関して損害を被った場合、前条の規定によるほかは、何らの責任も負わないものとします。
2. YCVは、サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、これがYCVの故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、この損害を賠償しません。

第15条（承諾の限界）
YCVは、加入者から工事その他の請求があった場合に、この請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金等の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等YCVの業務の遂行上支障があるときは、加入者の請求を承諾しないことがあります。この場合は、請求を承諾しない理由を加入者にYCVが定める方法により通知します。

第16条（国内法への準拠）
本規約は日本国国内法に準拠するものとし、本規約により生じる一切の紛争の解決等については横浜地方裁判所（本庁）又は横浜簡易裁判所（本庁）を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条（定めなき事項）
本規約に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合、YCV及び加入者は、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

付　則
1　本規約は、2013年1月17日より改定実施します。

各種料金表

（各種料金表の適用）
1. ケーブルテレビサービス加入契約約款、インターネット接続サービス契約約款及びケーブルプラス電話利用規約（以下「約款等」といいます。）に付随する各種料金等は、この各種料金表に規定する。

（各種料金等の変更）
2. 横浜ケーブルビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）は、この各種料金表に規定する各種料金等を変更することがある。この場合、変更後の各種料金等を適用する。
当社は、各種料金等を変更する場合、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法によりその内容を通知する。

（各種料金等の臨時減免について）
3. 当社は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、約款等の規定にかかわらず、臨時に各種料金等を減免することがある。当社は各種料金等の減免を行ったときは、当社の定める方法により通知する。

（例外事項）
4. この各種料金表に定めなき費用については、加入者は当社が別途定める見積または料金案内に従い支払うものとする。

表

<table>
<tr><th colspan="2">名称/種類</th><th>内　容</th><th>税抜価格</th></tr>
<tr><td colspan="2">加入契約料</td><td>当社のサービスのいずれかに新規加入する際に支払う費用</td><td>0円</td></tr>
<tr><td rowspan="10">加入工事費</td><td>TVサービス
（ワイワイDX/ワイワイLite）</td><td rowspan="7">当社のタップオフから引込および保安器の設置工事。

【TVサービス】
貸出機器の設置とテレビの接続。

【NETサービス】
インターネット接続サービスの専用線の敷設及び貸出機器の設置。

【PHONEサービス】
電話サービスの専用線の敷設及び貸出機器の設置を行う工事</td><td rowspan="7">6,000円（税抜）</td></tr>
<tr><td>NETサービス</td></tr>
<tr><td>PHONEサービス</td></tr>
<tr><td>TVサービス
（ワイワイDX/ワイワイLite）
+NETサービス</td></tr>
<tr><td>TVサービス
（ワイワイDX/ワイワイLite）
+PHONEサービス</td></tr>
<tr><td>NETサービス
+PHONEサービス</td></tr>
<tr><td>TVサービス
（ワイワイDX/ワイワイLite）
+NETサービス
+PHONEサービス</td></tr>
<tr><td>TVサービス
（BSデジタルコース）</td><td rowspan="4">当社のタップオフから引込および保安器の設置工事。

【TVサービス】
貸出機器の設置とテレビの接続。
地デジパックの場合、貸出機器の設置はありません。

【NETサービス】
インターネット接続サービスの専用線の敷設及び貸出機器の設置。

【PHONEサービス】
電話サービスの専用線の敷設及び貸出機器の設置を行う工事</td><td rowspan="4">15,000円（税抜）</td></tr>
<tr><td>TVサービス
（BSデジタルコース/地デジパック）
+NETサービス</td></tr>
<tr><td>TVサービス
（BSデジタルコース/地デジパック）
+PHONEサービス</td></tr>
<tr><td>TVサービス
（BSデジタルコース/地デジパック）
+NETサービス
+PHONEサービス</td></tr>
<tr><td>サービス
追加工事費</td><td>TVサービス
（ブルーレイHit Pot含む）
NETサービス
PHONEサービス
いづれか1つまたは
複数サービス選択の場合</td><td>当社のいずれかのサービスの利用を追加するために必要な配線及び機器設置を行う工事。

サービス追加工事費の対象は、既にTVサービス（ワイワイDX、ワイワイLite、プレミアコース、ライトコース、BSデジタルコース、地デジパック、地デジコース）、NETサービス、PHONEサービスのいずれかの提供を受けている場合に限ります。</td><td>5,000円（税抜）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">コース変更手数料
または
変更工事費</td><td>TVサービスコース変更</td><td>TVサービス内におけるコース変更に伴い、ワイワイブルーレイ、ブルーレイHit Pot、Hit Pot又はデジタルセットトップボックスいずれか1台の電波送信内容のシステム変更をする工事（複数台同時の場合も同様とする。）</td><td rowspan="5">3,000円（税抜）</td></tr>
<tr><td>ワイワイブルーレイの変更</td><td>TVサービス内におけるコース変更を行い、ワイワイブルーレイ1台を交換する工事
セット・トップ・ボックスまたはブルーレイHit PotからワイワイブルーレイへのSWAP
ワイワイブルーレイからセット・トップ・ボックス等への交換など機器交換が伴う工事
（TVサービスコース変更が伴う場合、別途費用がかかります。）</td></tr>
<tr><td>ブルーレイHit Potの変更</td><td>TVサービス内におけるコース変更を行い、ブルーレイHit Pot1台を交換する工事
セット・トップ・ボックスまたはブルーレイHit PotからワイワイブルーレイのSWAP
ワイワイブルーレイからセット・トップ・ボックス等への交換など機器交換が伴う工事
（TVサービスコース変更が伴う場合、別途費用がかかります。）</td></tr>
<tr><td>NETサービスコース変更</td><td>NETサービス内におけるコース変更に伴い、電波送信内容のシステム変更をする工事</td></tr>
<tr><td>YCV NET ホームWi-Fiの変更</td><td>YCV NET ホームWi-Fiの変更に伴う工事
・YCV NET ホームWi-Fiへの交換または、YCV NET ホームWi-Fiからの交換
（NETサービスコースの変更が伴う場合、別途費用がかかります。）</td></tr>
</table>

オプション工事費その他工事費	ブースター代（取付工事込）		当社のサービスを提供するにあたり、宅内の電波受信レベルが基準値に達していない場合、受信レベルの増幅のために、ブースターを1台取付ける工事	6,500円（税抜）
	機器増設工事費（ブルーレイHit Potの場合）		TVサービス（地デジパック/地デジコースを除く）のブルーレイHit Potを増設する工事（機器増設1台につき）	3,000円（税抜）
	機器増設工事費（YCV専用線配線工事の場合も含む）		TVサービス（ワイワイブルーレイ、ブルーレイHit Potおよび地デジコース/地デジパックを除く）、NETサービス、PHONEサービスを追加する工事（機器増設1台につき）	3,000円（税抜）
	機器交換工事費（当社の責に帰するものでない場合）		サービス内の機器交換を行う工事（1台につき）	3,000円（税抜）
	機器交換工事費（当社の責に帰するものの場合）		サービス内の機器交換を行う工事	0円
	YCV専用線配線工事		テレビ視聴のために配線する露出配線工事（1ヶ所につき）（NETサービス、PHONEサービスも同様）	10,000円（税抜）
	引込線のルート変更および撤去新設工事費（既に加入している場合）		引込線のルート変更や撤去新設を行う工事（1本につき）	10,000円（税抜）
	ユニット交換工事費		宅内壁面にあるTVユニットの交換工事（1ヶ所につき）	3,000円（税抜）
	分配器交換工事費		分配器の交換工事（1ヶ所につき）	3,000円（税抜）
	FMラジオ接続工事費		FM放送が聴取できる機器へ接続する工事（1ヶ所につき）	3,000円（税抜）
	貸出機器の操作や録画方法などの訪問説明		貸出機器の操作や録画方法などの訪問し説明する（1回につき）	2,000円（税抜）～
	テレビ等の買い替えによる貸出機器の再接続工事		ご利用中の貸出機器のいずれか1台を取付ける工事	2,000円（税抜）～
	一時休止及び再開に要する費用	一時休止費用	お客様の都合により、約款等に定める一時休止を行った場合の費用	0円
		再接続工事費 既にTVサービス、NETサービス、PHONEサービスいずれかを利用の場合	建て替え等により、新たに引込工事を行い、YCVに再加入する工事（工事内容は加入工事費に準拠します。） 対象サービス:TVサービス（ワイワイDXまたはワイワイLite） NETサービス（ワイワイDXまたはワイワイLiteを合わせてご選択の場合） PHONEサービス（ワイワイDXまたはワイワイLiteを合わせてご選択の場合）	0円
			建て替え等により、新たに引込工事を行い、YCVに再加入する工事（工事内容は加入工事費に準拠します。） 対象サービス:TVサービス（BSデジタルコース） NETサービス PHONEサービス	3,000円（税抜）
		住所移転工事費 既にTVサービス、NETサービス、PHONEサービスいずれかを利用の場合	住所移転等により、新たに引込工事を行い、YCVに再加入する工事（工事内容は加入工事費に準拠します。） 対象サービス:TVサービス（ワイワイDXまたはワイワイLite） NETサービス（ワイワイDXまたはワイワイLiteを合わせてご選択の場合） PHONEサービス（ワイワイDXまたはワイワイLiteを合わせてご選択の場合）	0円
			住所移転等により、新たに引込工事を行い、YCVに再加入する工事（工事内容は加入工事費に準拠します。） 対象サービス:TVサービス（BSデジタルコース/地デジパック） NETサービス PHONEサービス	3,000円（税抜）
	TVサービス移設工事費（地デジコース/地デジパックを除く）		TVサービスの機器を移設する工事	5,000円（税抜）
	ケーブルモデム移設工事費		NETサービスの機器を移設する工事	5,000円（税抜）
	EMTA移設工事費		PHONEサービスの機器を移設する工事	5,000円（税抜）
	VHF又はUHFアンテナ撤去工事費		VHFまたはUHFアンテナを当社加入に伴い、1本撤去する工事	10,000円（税抜）
	パラボラアンテナ撤去工事費		パラボラアンテナを当社加入に伴い、1本撤去する工事	5,000円（税抜）
	YCV専用線撤去工事費		解約等により、当社が過去に施工した配線の撤去を行う工事（1本につき）	5,000円（税抜）

解約撤去工事費	部分解約撤去工事費（一戸建）	部分解約（1台のみ撤去、1回線のみ撤去を含む）［1回につき］	2,000円（税抜）
	全解約撤去工事費（一戸建）	全解約（工事方法により異なる場合があります。）	6,000円（税抜）
	部分解約撤去工事費（集合住宅）	部分解約（1台のみ撤去、1回線のみ撤去を含む）	2,000円（税抜）
	全解約撤去工事費（集合住宅）	全解約	2,000円（税抜）
	部分解約撤去工事費（集合住宅　直接配線方式）	部分解約（1台のみ撤去、1回線のみ撤去を含む）［1回につき］	2,000円（税抜）
	全解約撤去工事費（集合住宅　直接配線方式）	全解約	6,000円（税抜）

その他費用	B-CASカード再発行費用	解約後返却いただけない場合もしくは故意または過失により紛失・故障・破損し、新たに再発行する手数料（1枚につき）	1,905円（税抜）
	C-CASカード再発行費用		1,905円（税抜）
	損害金（ワイワイブルーレイ本体）	当社から貸し出すワイワイブルーレイ本体を、故意または過失により紛失・故障・破損した際に損害金として加入者が当社に支払う費用（1台につき）	83,000円
	損害金（ブルーレイHit Pot本体）	当社から貸し出すブルーレイHit Pot本体を、故意または過失により紛失・故障・破損した際に損害金として加入者が当社に支払う費用（1台につき）	83,000円
	損害金（Hit Pot本体）	当社から貸し出すHit Pot本体を、故意または過失により紛失・故障・破損した際に損害金として加入者が当社に支払う費用（1台につき）	60,000円
	損害金（デジタルセットトップボックス本体）	当社から貸し出すデジタルセットトップボックス本体を、故意または過失により紛失・故障・破損した際に損害金として加入者が当社に支払う費用（1台につき）	19,000円
	損害金（ケーブルモデム本体）	当社から貸し出すケーブルモデム本体を、故意または過失により紛失・故障・破損した際に損害金として加入者が当社に支払う費用（1台につき）	6,000円
	損害金（ケーブルモデム本体）160Mコース/超光速ネットコース用	当社から貸し出すケーブルモデム本体を、故意または過失により紛失・故障・破損した際に損害金として加入者が当社に支払う費用（1台につき）	6,000円
	損害金（ケーブルモデム本体）お得プラン160用無線LAN内蔵	当社から貸し出すケーブルモデム本体を、故意または過失により紛失・故障・破損した際に損害金として加入者が当社に支払う費用（1台につき）	8,000円
	損害金（EMTA本体）	当社から貸し出すEMTA本体を、故意または過失により紛失・故障・破損した際に損害金として加入者が当社に支払う費用（1台につき）	8,000円（税抜）
	ワイワイブルーレイ/ブルーレイHit Potリモコン	故意または過失により紛失・故障・破損し、新たに販売した場合（1個あたり）	5,000円（税抜）
	Hit Potリモコン	故意または過失により紛失・故障・破損し、新たに販売した場合（1個あたり）	3,000円（税抜）
	デジタルセットトップボックスリモコン	故意または過失により紛失・故障・破損し、新たに販売した場合（1個あたり）	2,500円（税抜）
	各種調査費用	加入者の求めに応じて加入者宅内の設備状況について調査する場合（1回につき）	2,000円（税抜）
	名義変更手数料	第31条（加入者の地位の承継）に基づき、加入者が当社に支払う費用（加入契約1単位あたり）	1,500円（税抜）
	インターネット接続サービス事務手数料	登録通知書の再発行及び、各種サービス、付加機能の解除等の申し出があったとき（1回につき）	300円（税抜）
	YCV料金明細書	加入者の求めに応じて料金明細を月々発行する費用（1ヵ月に1回発行）	100円（税抜）
	LANケーブル（3m）	LANケーブル1本あたり	500円（税抜）／本
	D端子ケーブル（1.5m）	D端子ケーブル（1.5m）1本あたり	1,000円（税抜）／本
	D端子ケーブル（3m）	D端子ケーブル（3m）1本あたり	1,500円（税抜）／本
	HDMI端子ケーブル	HDMI端子1本あたり	2,000円（税抜）／本
	STB取扱説明書	説明書（1部）あたり	600円（税抜）／部
	ワイワイブルーレイ/ブルーレイHit Pot/Hit Pot取扱説明書一式	説明書（1部）あたり	1,000円（税抜）／部

加入者は、解約を希望する場合、当社が定める解約撤去工事費及び別に定める解除料を支払うものとする。
加入者は、最低利用期間内にコース変更及び解約を希望する場合、当社が定める解約撤去工事費及び別に定める解除料を支払うものとする。

※ 加入工事費及びサービス追加工事費、オプション工事費、その他工事費は、それぞれ定める内容（工事範囲）を超えて、工事を行った場合、その工事内容に要した費用を別途支払うものとします。
サービス追加工事費、コース変更手数料、オプション工事費、その他工事費、解約撤去工事費、その他費用は、既に当社のTVサービス、NETサービス、PHONEサービスに加入している方も対象とします。
※ TVサービスとは、ワイワイDX、ワイワイLite、プレミアコース、ライトコース、BSデジタルコース、地デジパック、地デジコースを指します。
プレミアコースは、2012年3月31日をもちまして、新規ならびに追加契約の販売を終了しました。
ライトコース、地デジコースは2013年8月31日をもちまして、新規ならびに追加契約の販売を終了しました。
Hit Potは、2009年10月31日をもちまして、新規ならびに追加契約の販売を終了しました。
NETサービスは、160Mコース、40Mコース、12Mコース、1Mコース、超光速ネットコース、高速ネットコース、標準ネットコース、入門ネットコースを指します。
超光速ネットコース、高速ネットコース、標準ネットコース、入門ネットコースは、2013年8月31日をもちまして新規ならびに追加契約の販売を終了しました。
PHONEサービスは、ケーブルプラス電話サービスを指します。

付　則

(1) 本表に定めなき費用について、加入者は当社が別途定める見積もり、または料金案内に従い、支払うものとします。
(2) 当社は、加入者の承諾を得ることなく、本表の料金を改定することができます。
(3) この各種料金表は、2014年4月1日より改定実施します。
(4) この各種料金表の解約撤去工事費は、2012年2月23日より新たに締結した契約等に適用します。当社が別に定めた特約および2012年2月22日以前の契約に関しては、その契約内容に準拠します。
2012年2月22日以前に契約した場合であっても、2012年2月23日以降契約内容の変更を行った場合は、この各種料金表を適用します。
※ 表示価格は税抜です。別途消費税分を請求します。
※ 損害金には消費税はかかりません。

クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が支払うべき横浜ケーブルビジョン株式会社（以下「YCV」といいます。）の工事費、利用料金その他の費用（以下「サービス代金」といいます。）を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2. 加入者は、加入者からYCVに申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとし、クレジットカードの発行カード会社によりYCVに届け出たクレジットカード番号・有効期限が更新された場合であっても、サービス代金を異議なく支払うものとします。又、YCVが、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外でYCVがサービス代金の請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
3. 加入者は、YCVに届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なくYCVにその旨を連絡するものとします。また、加入者に事前通知することなく、新しいクレジットカード番号や有効期限が、加入者の指定したクレジットカード会社より、YCVに通知されても異議がないものとします。
4. YCVは、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、YCV又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。
5. 加入者の指定したクレジットカード会社より譲渡債権の支払いが行われない場合、その理由の如何を問わず、YCVの定める各種契約約款等に従い、取り扱われるものとします。
6. YCVは、加入者が支払うべきサービス代金の請求債権をサービス代金が発生する都度、加入者が指定したクレジットカード会社に譲渡するものとします。
7. 理由の如何を問わず、YCVが加入者が指定したクレジットカード会社に対して売上データを提出した加入者が支払うべきサービス代金の請求債権に対する債権譲渡代金の支払いが行われなかった場合には、以降、将来において発生するサービス代金の請求債権について、YCVは加入者が指定したクレジットカード会社に対して債権譲渡を行わない可能性があるものとします。又、仮に譲渡の効力が生じる場合にはYCVに対して加入者が指定したクレジットカード会社より再譲渡されても異議がないものとします。